

仕様書

- 1 件 名 葉山町議会だより印刷
- 2 発行回数 (1) 発行回数
及び発行日 5回
(2) 発行日
発行は、本町議会定例会議開催ごとの随時（令和8年5月・7月・11月・令和9年1月・4月）とし、発行日はその都度工程案を示し指示するものとする。
- 3 規 格 (1) 体裁
A4判ノビ（304mm×215mm） 折丁合
(2) 頁数及び刷色等

頁数	刷 色	備 考
28 頁	全頁カラー刷	頁数については、令和8年5月及び令和9年4月発行分については各24頁とする。その他3回合計での頁数を64頁とし、28頁、24頁、20頁、16頁のいずれかをその都度指示するものとする。
24 頁	全頁カラー刷	
20 頁	全頁カラー刷	
16 頁	全頁カラー刷	

(3) 頁数の決定
頁数は、原則として、入稿時に指示する。
ただし、原稿量により頁数を変更する必要がある場合は、入稿後でも協議により変更できるものとする。
- 4 印刷部数 (1) 1回当たりの印刷部数
1回当たり15,000部
(2) 印刷部数の決定
印刷部数は、その都度、入稿時に指示する。
- 5 紙 質 FSC森林認証紙（FSC認証のロゴマークは必要ない。）又は古紙パルプ配合率70%以上の再生紙を使用する。
マットコート紙等の雨に強い紙質のもので、81.4g/m²以上とする。
- 6 入 稿 (1) 入稿は、原則として発行予定日の20日前までの指定した日時に葉山町役場3階の議会事務局にて手渡しで行う。
(2) レイアウトは、入稿時に紙に手書きしたもので指示する。入稿原稿はMicrosoft Word等で作成したデータでの入稿とする。
(3) 注文者が作成したデータ・写真等は、原則として、電子メール等インターネットを介して供給者に送信する（USBメモリ等記録媒体を用いることもある。）。
(4) グラフについては、注文者がMicrosoft Excelで作成した数

値データを用いて供給者が作成する。

- 7 編集・レイアウト 紙面の編集・レイアウト、カット・レタリング等の作成及びイラスト・イメージ写真等（著作権フリーなどで使用できるもの）の提供は、注文者の指示により供給者が行う。
- 8 校 正 (1) 校正は原則として3校までとし、校正刷りへの朱書き（データで指示する場合もある。）で行う。なお、初校又は2校のうち1回以上はデザイナーが立ち会うこととし、立ち会い時にはノートPC等を持参して、その場で修正の対応を行うこと。
- (2) 初校から3校までは、校正を行う日の午前9時30分までに校正刷り15部を注文者へ提出（送付可）する。その校正原稿の引渡しは、指定した時間に議会事務局において行う。校正箇所は注文者から口頭で指示を受け、供給者が校正紙を作成すること。
- また、校正刷りについては一部ずつクリップ等で纏めることとし、ホッチキス止めはしないこと。
- (3) 校了の確認及び4校以上行う場合は、PDFデータの送信によることとする。
- (4) 校了から納入までは、原則として役場開庁日で6日以内とする。
- 9 納入・検査 (1) 納入日及び納入場所
- 発行日前日の午前中までに、葉山町役場で印刷部数等の検査を受け、葉山町役場に納品する300部を除き、別途指定する配布業務受託業者の事業所（神奈川県内）に納入する。
- (2) 梱包・納品方法
- ① きりのよい部数ごと（端数はその部数で別途梱包）で梱包する。
- ② 雨等で印刷物に影響がないよう梱包し、包装紙上部に部数を明記する。
- (3) その他
- 完成紙面のPDFファイルを納品日までに電子メールにて納品する。PDFファイルの形式は、表紙・裏表紙を除き、2ページから連続する偶数・奇数のページ2枚毎に見開き形式で結合したものとする。
- 10 代 金 (1) 契約
- 契約額は、紙面の編集・レイアウト等の作成経費、写真植字・版下作成等印刷に関する経費、PDFデータ化に関する経費、納品に関する経費等の一切を含めた額とする。
- (2) 支払金額
- 支払金額は、発行の都度、契約額の5分の1（1回分）を支払うものとする。ただし、支払金額に1円未満の額が生じた場合は、切り捨てとし、最終の支払いの際に契約額と一致するよう調整するものとする。

(3) 支払方法

1 回ごとの検査合格後に請求に基づき支払う。

11 その他

- (1) PDF ファイルは、サブセットフォントを使用するなどの方法で、ファイルサイズが 15MB 以下となるよう作成すること。
- (2) 本業務に係る印刷物の著作権は、注文者に帰属するものとする。
- (3) 供給者の自社内でデザインから校了まで、制作のすべてを遂行することとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、関係法令及び葉山町契約規則によるほか、注文者と供給者とが協議して定めるものとする。
- (5) 本仕様書に定めた業務が令和 9 年 3 月 31 日までに完了しなかった場合は、年度を越えて作業を発注する可能性がある。